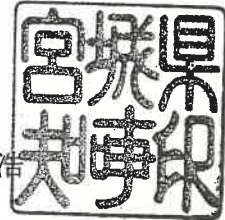




環 対 第 3 0 1 号
令 和 2 年 9 月 1 8 日

日立サステナブルエナジー株式会社 取締役社長 殿



宮城県知事 村 井 嘉 浩

(仮称) 京ヶ森風力発電事業計画段階環境配慮書に対する意見について (通知)

令和2年7月30日付けで送付のありましたこのことについて、「発電所の設置又は変更の工事業に係る計画段階環境配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成10年通商産業省令第54号)」第14条第3項の規定による環境保全の見地からの意見については、別紙のとおりです。

担 当

環境生活部 環境対策課

環境影響評価班 鈴木

T E L 022-211-2667

F A X 022-211-2696

E-Mail kantaie@pref.miyagi.lg.jp

(仮称) 京ヶ森風力発電事業 計画段階環境配慮書に対する意見

本事業は、石巻市及び女川町において、最大で総出力 63,000kW 程度（定格出力 4,200kW 級、風力発電設備最大 15 基程度）の風力発電施設を設置するものである。

風力発電事業は、再生可能エネルギーの活用による低炭素社会の実現の観点からは望ましいものである。

しかしながら、事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）の大部分が硯上山万石浦県立自然公園に指定されており、一部が鳥獣保護区及び保安林にも指定されているほか、土石流危険渓流なども含まれている。また、想定区域の近隣には、イヌワシのつがいが生息しているなど、良好な自然環境が保全されていることから、事業の実施に当たっては、特段の環境配慮が必要である。

これらを踏まえ、本事業計画の更なる検討に当たっては、環境への重大な影響を回避・低減するため、以下に述べる事項に十分留意した措置を講じること。また、それらの検討経緯及び内容については、方法書以降の図書へ適切に記載すること。

1 全般的事項

(1) 累積的な影響

近隣で計画中の風力発電事業や稼働中の施設を含め、累積的な環境影響について適切な予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）を検討すること。

(2) 対象事業実施区域の設定

イ 想定区域の広範囲が「風力発電導入に係る県全域ゾーニングマップ（平成 30 年 5 月、宮城県）」において、法的・地形的に重大な制約がある区域又は自然環境等の法令で環境保全を優先すべき区域となっている。

その大部分は地形障害エリア（最大傾斜角 25 度以上）であり、風力発電設備等の配置等に当たっては、地形改変が大きくなることから、環境影響を適切に調査、予測及び評価し、影響を回避又は十分低減すること。

また、一部存在する保安林における事業実施可能性については、関係機関と十分に協議すること。

ロ 想定区域の絞り込みに当たっては、風力発電設備等の配置等及び稼働並びに植生改変や人工緑地造成などによる動植物への影響や温室効果ガス排出などを踏まえ、それらの環境負荷の低減に最大限配慮すること。

(3) 事業計画等の見直し

上記のほか、後述の個別的事項により、事業実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、必要に応じ事業区域の見直し等を検討すること。

(4) 地域住民等への積極的な情報提供

想定区域周辺の住民，立地する石巻市や女川町及び関係者に対して，より細分化した地区（本庁地区，雄勝地区及び北上地区など）ごとに，環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに，理解を得ながら事業を進めること。

2 個別的事項

(1) 騒音，低周波音，風車の影及び電波障害による影響

イ 想定区域近傍には住居等が存在し，風車の設置想定区域から最寄りの住居等までの距離が約 500 メートルと極めて近いことから，風車の稼働に伴う騒音，低周波音，風車の影及び電波障害による生活環境への影響について調査，予測し，重大な影響の有無について評価した上で，影響を回避及び低減できるよう，想定区域の絞り込みを行うこと。

ロ 女川町の市街地及び小中学校等の留意すべき施設に対して，風車の設置想定区域からの距離が約 1 キロメートルと近接しているため，風車の稼働に伴う騒音，低周波音，風車の影及び電波障害の影響について，適切に調査，予測及び評価すること。

(2) 水環境に対する影響

想定区域及びその周辺は，石巻市における専用水道及び女川町上水道事業の水源地となっており，それらの取水地点も近接している。これらのことから，風力発電設備等の配置等の検討に当たっては，森林伐採による水源涵養機能の低下も含め，水環境への影響を適切に調査，予測及び評価すること。

(3) 地形及び地質に対する影響

想定区域には，砂防指定地及び土砂災害警戒区域の上流域（土石流危険渓流）並びに地すべり地形が存在するため，事業実施による改変が周辺の土砂災害を誘発する可能性について，適切に予測及び評価し，十分な対策を検討すること。重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は，それらの箇所及び周辺を想定区域から除外すること。

(4) 動物に対する影響

イ 想定区域近隣には，希少猛禽類であるイヌワシの生息が知られており，想定区域及びその周辺を行動圏としている可能性があり，事業の実施に伴う重大な影響が懸念されることから，想定区域の適切な絞り込みを行うこと。また，イヌワシの保護に十分配慮するため，関係機関（林野庁，環境省，民間企業・団体など）における協議会等を設置することが望ましい。加えて，風力発電事業が近隣で計画されており，調査の実施自体が生息環境に累積的影響を与える可能性があることから，専門家等からの助言も踏まえ，保護目標を設定し，それに応じた適切な調査手法を設定すること。

ロ 想定区域及びその周辺では，前述のイヌワシのほか，クマタカ，オオワシ，オジロワシ，チュウヒ等についても生息の可能性が非常に高いことから，生息地を保全する

ため、適切な調査手法を設定すること。

ハ 地表性の動物については、適切な調査手法を設定し、生息する種を把握すること。

(5) 植物に対する影響

想定区域内には、自然度の高い植生が含まれないとしているが、自然環境保全基礎調査（第6回）では、自然度の高い群落（モミ林）の分布が確認されており、また、京ヶ森周辺では、石巻市が実施した自然環境調査において、稀少な植物が確認されている。このことから、現地調査により、これら群落及び稀少な植物が存在する区域を明らかにした上で、植物への影響を適切に予測及び評価すること。

(6) 生態系に対する影響

イ 想定区域及びその周辺は、硯上山万石浦県立自然公園に指定されており、稀少な動植物が多く生息・生育している。事業の実施に伴う森林伐採等による日照条件の変化、保水機能の低下や濁水の発生など、稀少な動植物の生息・生育環境への影響が懸念されることから、その影響について、適切に調査、予測及び評価すること。

ロ 想定区域に近接して、ラムサール条約の湿地潜在候補地として選定されている「万石浦」及び「北上川（追波湾）河口域及び長面浦」が存在することから、事業の実施によるこれら湿地への影響について、適切に調査、予測及び評価をすること。

(7) 景観に対する影響

イ 設置される風車は、女川町中心街及び石巻市雄勝地区中心街、石巻市中心市街地を含む広範囲から視認される可能性があるほか、標高が高い住宅地（宮ヶ崎、旭が丘等）が存在することから、これら住宅地や想定区域周辺集落等、調査地点を適切に設定すること。

ロ 黒森山及び石投山、硯上山は地域を象徴する山であることから、山容景観への影響を回避するよう、想定区域の絞り込みを行うこと。

ハ 女川町の最高峰である石投山の山頂は、金華山や出島、リアスの海岸地形を望む眺望点であり、みちのく潮風トレイル女川町ルートのコースにもなっていることから、景観への影響を適切に調査、予測及び評価すること。

ニ 風車による景観の圧迫感を考慮した上で、生活圏からの圍繞景観への影響を調査、予測及び評価し、適切に想定区域の絞り込みを行うこと。

ホ 想定区域及びその周辺は硯上山万石浦県立自然公園に指定されているほか、景観に配慮した復興まちづくりを推進してきた地域であることを踏まえ、視野角が1度未満であっても、風車の稼働による誘目性を考慮するなど、複合的視点により眺望点を検

討し、調査、予測及び評価すること。

(8) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

イ 想定区域内にはみちのく潮風トレイル女川町ルートが存在し、近接して北上・河北・雄勝ルートが存在することから、事業の実施による影響を適切に調査、予測及び評価すること。

ロ 雄勝森林公園及び女川町フィールドアスレチック場等、多くの人々が訪れる場所を調査地点として適切に設定すること。

ハ 想定区域周辺にあるバードウォッチング等、静穏環境における利用を前提とした活動の場に対する風車の音の影響について、適切に調査、予測及び評価すること。

(9) 放射線の量による影響

イ 土壌の放射性物質濃度の調査に当たっては、風力発電設備の設置予定箇所及び新設又は拡幅する道路を含む調査地点を設定し、可能な限り表層から検体を採取した上で、測定を行うこと。

ロ 事業の実施に伴う新たなホットスポットの形成や放射性物質の飛散・流出等による水環境、土壌及び農作物等への影響を調査、予測及び評価し、必要に応じて拡散防止措置等を検討すること。

(10) その他

想定区域及びその周辺には、京ヶ森館跡など複数の埋蔵文化財包蔵地が点在している。事業の実施に当たり、当該埋蔵文化財包蔵地の土地の形質変更は、可能な限り回避する計画とし、関係機関と協議の上、調査等を実施すること。